

# 山梨県統計調査条例施行規則

平成二十一年三月十日公布  
山梨県規則第三号

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公示の方法)

第二条 条例第三条の規定による公示は、県公報に登載して行うものとする。

(県基幹統計調査であること等の明示)

第三条 知事は、県基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める者に対し、当該調査が県基幹統計調査に該当することを示す事実並びに当該調査について条例第四条及び第六条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。

(調査員証)

第四条 条例第五条の統計調査員は、その事務に従事するときは、第一号様式による統計調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(立入検査の証明書)

第五条 条例第六条第二項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書は、第二号様式によるものとする。

(調査票情報の提供を受けられることができる者)

第六条 条例第十条第一号の規則で定める者は、独立行政法人等(統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第二項に規定する独立行政法人等をいう。)、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(調査票情報の提供を受けられることができる統計の作成等)

第七条 条例第十条第二号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- 一 知事等、議会、国の行政機関、他の地方公共団体又は前条に規定する者(次号において「公的機関」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

三 知事等、国の行政機関の長又は他の地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（表）

第 号	
統計調査員証	
写真	(県基幹統計調査名)
	(氏名)
	上記の者は、上記の県基幹統計調査に従事する統計調査員であることを証明します。
任命期間	年 月 日から
	年 月 日まで
_____	
年 月 日	山梨県知事 印

（裏）

（注意事項）

- この証票は、調査のために訪問するときは必ず携帯し、必要に応じてこれを提示してください。
- この証票は他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。
- この証票を紛失したとき又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出てください。
- この証票は、任命期間が満了したとき、資格を失ったとき又は発行者から返納を命じられたときは、直ちに発行者に返納してください。

山梨県統計調査条例施行規則（平成21年山梨県規則第3号）（抄）

第4条 条例第5条の統計調査員は、その事務に従事するときは、第1号様式による統計調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

所属名  
担当名  
電話番号

